



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2023.8月 No.220
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

暑中お見舞い申し上げます!!

毎日、厳しい暑さが続いております。こまめな水分補給や休憩で熱中症を予防し、無理をせずくれぐれもお体ご自愛下さい。



社会保険加入の事業所さまへ

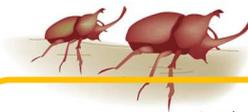
● 夏期賞与支払い届を提出します。

賞与の支給がありましたら、**・支給日** **・支給対象者** **・支給金額** をご連絡ください。また、賞与不支給の場合でも不支給の届出が必要ですので、こちらより確認させていただくことがございます。宜しく願いいたします。



労働保険事務組合きずなの事業所様へ

● 労働保険料第2期分納付について



当事務所の夏期休暇
8月11日(金)～8月15日(火)です。
ご迷惑をお掛け致しますが何卒ご了承の程
宜しくお願いします。

いつも事務組合きずなにご協力いただきありがとうございます。

労働保険料第2期分の納付期限は **10月31日** となっております。9月中旬に納入通知書を郵送いたしますので、納付のほどよろしく願いいたします。



【 宮崎県の最低賃金について 】

新聞報道等によりご存知かと思いますが、7月28日、中央最低賃金審議会は、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申を行いました。それによると、最終的に公労使の意見の一致に至らず公益委員見解によって Aランク41円、Bランク40円、Cランク(宮崎含む13県)39円という金額が提示されました。

議論の背景としては、昨年秋から今年にかけての急激な物価高が最低賃金の引上げを上回る水準となっていること。また、今年の春闘における賃金上昇率が30年ぶりの高水準となっている事などがあります。加えて、政府も全国平均1,000円の達成をめざすとしています。これらを受けて、本県でも10月発効に向けて審議会の議論が開始されていますので、注視していきましょう。